

新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、令和8年6月策定の高知県立新県民体育館整備等基本計画をもとに、新県民体育館の基本・実施設計について、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も的確と判断される設計者を選定し、当該基本・実施設計業務を委託するものです。

(3) 事業内容

別添「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル説明書」及び「建築設計委託業務特記仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から 540 日

2 見積限度額

469, 893千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉開始日から起算して5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 日本国内で過去 15 年以内(平成 23 年度以降)に発注され、参加申込書の提出期限までの間に竣工した建築物のうち、一棟の延床面積が 3,000 m²以上の建築物に係る新築、改築又は増築(増築の場合は、増築部分の延床面積が 3,000 m²以上の建築物に限る。以下、「新築等」という。)の設計業務を元請として完了した実績があること。なお、共同企業体で参加する場合は、代表者に実績があること。
- (2) 本業務の参加者である他の単独企業、共同企業体の代表者及び構成員並びに協力事務所のいずれも兼ねていないこと。
- (3) 協力事務所を加えることは可とするが、本業務に参加する別の単独企業、共同企業体の代表者及び構成員のいずれも兼ねていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。ただし、イからエについては、その手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りではありません。
 - ア 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者。
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者。
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者。
 - エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続き開始の申立てを行った者。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 令和 8・9 年度高知県測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格(建築関係建設コンサルタント業務[建築一般])又はこれに相当する資格を有すること。
- (8) 高知県建設工事指名停止措置要綱(平成 17 年高知県告示第 598 号)もしくは指名回避措置基準要領(平成 17 年 17 高建管第 223 号)による指名停止等の措置の対象となっていないものであること。
- (9) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成 23 年訓令第 1 号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。また、同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (10) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築事務所の登録を行い、5 年以上継続して業務を行っていること。
- (11) 別途公募予定の「新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務」の受注者(協力会社を含む。)及びこれらと資本関係または人的関係にないこと。
 - ア 資本関係とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある場合または親会社を同じくする子会社同士の関

係にある場合をいう。

イ 人的関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

(12) 次に掲げる要件を全て満たした本件業務を統括する技術者(以下「管理技術者」という。)を配置できる者であること。なお、共同企業体で参加する場合は、代表者が管理技術者を配置できる者であること。

ア (1)の設計業務に携わり、当該業務を管理技術者として完了した経験を有する者であること。

イ 一級建築士の資格を有する者であること。

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、令和8年7月1日以前から継続しているものをいう。)にある者であること。

(13) 本件業務における建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備及び積算のそれぞれの分野を統括する技術者(主任技術者)を配置できる者であること。ただし、主任技術者は、管理技術者及び他の分野の主任技術者を兼ねることはできないものとする。

6 質疑と回答

質疑は令和8年7月24日(金)までに別紙様式1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定めます。

(2) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年7月31日(金)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 住所:高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階
高知県観光振興スポーツ部スポーツ課 TEL 088-821-4713

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部スポーツ課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和8年8月5日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受け

た者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

一次審査の結果は、令和8年8月27日(木)までに、二次審査の結果は、令和8年10月16日(金)までに、それぞれ全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

11 日程

令和8年7月10日(金)	募集開始
令和8年7月24日(金)	質疑締切
令和8年7月31日(金)	参加申込書類提出締切り
令和8年8月5日(水)	参加資格確認結果通知
令和8年8月19日(水)	一次提案書の提出締切り
令和8年8月26日(水)予定	一次審査委員会(書面審査)
令和8年8月27日(木)予定	一次審査結果通知
令和8年10月6日(火)	二次提案書の提出締切り
令和8年10月15日(木)予定	二次審査委員会(プレゼンテーション等)
令和8年10月16日(金)予定	二次審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえ

で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県 観光振興スポーツ部 スポーツ課

担当者 佐竹、西森

TEL 088-821-4713

FAX 088-821-4716

E-mail 020801@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ④ 見積書記載の金額が見積限度額を超えた場合
- ⑤ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ⑥ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ⑦ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、企画提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑧ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込書類提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 県が別途契約予定の「新県民体育館整備事業コンストラクション・マネジメント委託業務」の受託者と連携して事業を行うこと。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第 51 号)に定める単位とします。
- (6) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けます。